

沖縄県国民健康保険運営方針(第3期)(素案)意見募集の結果及び沖縄県の考え方について

いただいた御意見は趣旨を損なわない程度に概要をまとめております。どうぞ御了承ください。

No.	御意見の概要	沖縄県の考え方
1	素案の第一章 基本事項 (p1-11から15行目) 「国保は被用者保険と比べて、所得に対する保険料率は高い」の記述が抜けている。	今回いただいた御意見を踏まえて、第1章への記載を検討いたします。
2	減免の広報周知 (第5章p39の22行目) 納付が困難な者を把握するためにも「周知広報を徹底し、対象となる方を把握する努力を尽くす」ことを追加してほしい。	今回いただいた御意見を踏まえて、第5章への記載を検討いたします。
3	本県の被用者の割合が全国より高い原因は何か。非正規雇用が多いからではないか。	図表2-6(素案5ページ)の出所である厚生労働省「国民健康保険実態調査」の被用者については、非正規雇用(パートタイム労働者)だけではなく、従業員規模が5人未満の会社員等も含まれていることから、本県の被用者割合が高い原因を特定することは困難であります。
4	地方単独の保険料軽減額も含めて「削減解消すべき赤字」とみなさないよう求める。	削減・解消すべき市町村国保の赤字については、国より定義化されているところであり、赤字補填等に対する多額の法定外繰入等が行われている状況は、国保の被保険者以外の者も含めた負担で賄われており、受益者負担の観点からも、県としては改善すべきものと考えております。
5	赤字解消を促し、市町村自治の権限を脅かす指導助言をしないよう求める。	削減・解消すべき市町村国保の赤字については、国より定義化されているところであり、赤字補填等に対する多額の法定外繰入等が行われている状況は、国保の被保険者以外の者も含めた負担で賄われており、受益者負担の観点からも、県としては改善すべきものと考えております。
6	子どもの均等割を保険料を廃止してほしい。	令和4年度から実施されている子どもに係る均等割保険料軽減措置については、対象となる子どもの範囲が未就学児に限定されているなど、十分なものとは言えないため、県としては、子育て世帯の支援・負担軽減を図る必要があるものとして、子どもの対象範囲及び軽減割合の拡充について、国に対して要望しているところであります。
7	国保統一はやらないでほしい。	保険料水準の統一については、第2期国保運営方針において「令和6年度からの実施を目指す」として、これまで市町村と協議を続けてきたところであります。 しかしながら、保険料水準統一の前提となる医療費水準、財政赤字等の課題が解消されていないことから、令和5年2月に市町村長の了承を得た上で、令和6年度からの保険料水準の統一については、実施を見送ることとしたところであります。 一方で、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和3年法律第66号)で保険料水準の平準化に関する事項が都道府県国保運営方針における必須記載事項とされたことから、保険料水準の平準化に向けた環境整備を図る必要があります。

No.	御意見の概要	沖縄県の考え方
8	国保統一を県が進める法的根拠は何か	<p>全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）により、保険料水準の平準化に関する事項が都道府県国保運営方針における必須記載事項とされたことから、保険料水準の平準化に向けた環境整備を図る必要があります。</p>
9	α 値の引き下げに伴う県の財政補填措置は、全国並みにならなければ、沖縄県では全額補填を最終年度まで続けるということによいか。	<p>令和6年度から実施する新たな運営方針では、α（医療費指数反映係数）をこれまでの$\alpha = 1$から$\alpha = 0.5$に引き下げて実施することとしております。</p> <p>αの引き下げに伴い、医療費水準が低い市町村に対し交付金を交付することとしております。</p> <p>実施期間につきましては、運営方針の実施状況等を踏まえ、市町村と協議の上、決定していくこととしております。</p>
10	いつごろまでにどこまで格差を縮小すれば完全統一は可能と考えているのか。	<p>県として、医療費水準の市町村格差や財政赤字等の課題が解消されていないことから、令和6年度からの保険料（税）水準の統一を見送るとしたところです。</p> <p>令和6年度から$\alpha = 0.5$にするなど新たな取組みを実施、医療費水準の格差が全国並にすることを目指しているところであり、現段階においては、具体的な目標年次は設定しておりません。</p>
11	国保統一にあたって、市町村国保における基金や剰余金の取り扱いについて教えて欲しい	<p>各市町村の会計における基金や剰余金の取扱いについては、各市町村の財政運営において取り決めがなされるものとなっております。</p> <p>保険料（税）水準の統一における取組みの中で、県がこれらの取扱いを決められるものではありません。</p>
12	保険料の完全統一になれば、大阪のように保険料が上がるのではないのか。	<p>保険料水準の統一については、沖縄県国民健康運営方針（第2期）において「令和6年度からの実施を目指す」として、これまで市町村と協議を続けてきたところであり、</p> <p>しかしながら、保険料水準統一の前提となる医療費水準、財政赤字等の課題が解消されていないことから、令和5年2月に市町村長の了承を得た上で、令和6年度からの保険料水準の統一については、実施を見送ることとしたところであり、</p> <p>県としては、令和6年度から$\alpha = 0.5$にするなど新たな取組みを実施、医療費水準の格差が全国並にすることを目指しているところであり、現時点においては、保険料水準の完全統一にかかる保険料の試算は行っておりません。</p>
13	医療提供水準の格差是正の取組みについて	<p>県としては、令和6年度からα（医療費指数反映係数）を従来の1から0.5に引き下げるとともに、医療費適正化が図られた市町村に対し交付金を交付するなど、新たな取組みを実施することで、医療費水準の格差が全国並になることを目指しております。</p>
14	県の繰入金を拡充し、市町村及び被保険者の負担軽減を図ること。	<p>令和6年度から取り組む県の財政補填措置については、保険料（税）水準統一の取組みの一つとして、α（医療費指数反映係数）の引き下げに伴い、医療費水準が低い市町村への交付金を交付するものです。</p> <p>なお、将来にわたって持続可能な医療保険制度の安定的運営を図るための財政責任については、国において行うものと考えており、県では、全国知事会を通じて医療保険制度間の公平と今後の医療費の増嵩に耐えうる財政基盤の確立を図るため、国定率負担の引き上げ等、様々な財政支援の方策を国に要望しているところであり、</p>

No.	御意見の概要	沖縄県の考え方
15	<p>(素案) p29 国保事業費納付金の算定方法について、3年前の情報で正確？ 県単位では算定は3年前の情報になるのではないのでしょうか？市町村より正確な算定ができるのでしょうか？</p>	<p>御指摘の内容は、(第3期)素案30ページの「納付金の配分イメージ」図内における「沖縄県β(所得係数)=0.7380」を指しているものと思料されます。納付金の配分を例示するためにβの値は現運営方針(第2期)と同値を用いておりますが、そのことが算定方法は正確ではないものと誤解を与えかねない記載については、見直しを検討いたします。</p> <p>なお、納付金算定にあたり、β(所得係数)については、毎年、国から示された数値を用いておりますので申し添えます。</p>
16	<p>世帯や個人の負担が増えないようにしてほしい。</p>	<p>将来にわたって持続可能な医療保険制度の安定的運営を図るための財政責任については、国において行うものと考えております。</p> <p>県では、全国知事会を通じて医療保険制度間の公平と今後の医療費の増嵩に耐える財政基盤の確立を図るため、国定率負担の引き上げ等、様々な財政支援の方策を国に要望しているところであります。</p>
17	<p>保険料を引き下げてください。</p>	<p>一義的には、市町村が各々の実情に応じて適正に国保事業の運営が行われているものと承知しております。</p> <p>一方で、国保を取り巻く厳しい財政環境についても承知しており、将来にわたって持続可能な医療保険制度の安定的運営を図るための財政責任については、国において行うものと考えております。</p> <p>県では、全国知事会を通じて医療保険制度間の公平と今後の医療費の増嵩に耐える財政基盤の確立を図るため、国定率負担の引き上げ等様々な財政支援の方策を国に要望しているところであります。</p>
18	<p>「負担の公平化」について、「県費もしくは国庫負担による市町村と被保険者の負担軽減」により、保険間の格差を平準化がないと実現は困難と考えます。</p>	<p>将来にわたって持続可能な医療保険制度の安定的運営を図るための財政責任については、国において行うものと考えております。</p> <p>県では、全国知事会を通じて医療保険制度間の公平と今後の医療費の増嵩に耐える財政基盤の確立を図るため、国定率負担の引き上げ等様々な財政支援の方策を国に要望しているところであります。</p>
19	<p>市町村の独自減免をなくすことに反対</p>	<p>市町村国保の減免措置については、各市町村の条例等に基づき行うことができるとされているところです。</p> <p>県では、保険料(税)及び一部負担金の減免基準について標準的な要綱案の作成を行い、当該要綱案を参考に策定を行うよう市町村に通知を行っております。</p>
20	<p>市町村の独自減免、子ども医療費の助成制度など、独自制度の統一はどこまで議論されているか。</p>	<p>市町村国保の減免措置については、各市町村の条例等に基づき行うことができるとされているところです。</p> <p>県では、保険料(税)及び一部負担金の減免基準について標準的な要綱案の作成を行い、当該要綱案を参考に策定を行うよう市町村に通知を行っております。</p> <p>県において、各種減免制度や子ども医療費の助成制度等、独自制度の統一については、議論に至っておりません。</p>

No.	御意見の概要	沖縄県の考え方
21	<p>現行の減免で対応できない低所得者への減免基準を新たに検討してほしい。</p>	<p>市町村国保の減免措置については、各市町村の条例等に基づき行うことができるとされております。当該措置が特別な事由がある場合に限った負担軽減であることを踏まえ、適正かつ公平な運用に十分配慮する必要があると考えています。</p> <p>県では、全国知事会を通じて医療保険制度における保険料（税）負担の見直しについて検討を行う場合は、低所得者に十分配慮した制度のあり方を検討することを、国に要望しているところです。</p>
22	<p>どのような施策で保健事業推進を促すか</p>	<p>県では、市町村に対し職員研修や財政支援を行うことで、積極的な保健事業への取組みを促しております。</p>
23	<p>各市町村長と意見交換が行われている事は、評価出来ると思います。今後も各地域の実情を把握し適切な国保運営をお願いします。</p>	<p>今後とも市町村等関係機関と連携し、安定的な国保事業の運営等に努めてまいります。</p>
24	<p>沖縄県の特殊事情など、国へ財政支援を求めて行くこと</p>	<p>本県は、前期高齢者交付金の一人当たり交付額が全国の半分程度となっており、このことが市町村国保の赤字となる大きな要因となっております。</p> <p>このため、これまでも市町村及び国保連合会等と、国に対し本県の特殊事情に配慮した財政支援の要請を行ってきたところであり、今後とも引き続き、市町村等と連携して取り組んでまいります。</p>
25	<p>出産手当や傷病手当の創設</p>	<p>出産手当金及び傷病手当金は、各保険者が定める条例に基づき支給する任意給付とされていることから、各保険者が財政状況等を踏まえ、必要に応じて検討を行うものと考えております。</p>
26	<p>パブリックコメントの改善 (実施時期・積極的な周知方法・提出方法の工夫)</p>	<p>県民意見募集にあたり、より広く県民に参画していただくため、今回いただいた御意見を参考といたします。</p>